

議案第 20 号

三朝町長等給与条例を次のように定めるものとする。

昭和廿八年拾月拾六日 提出

三朝町長

坂

出

雅

昭和廿八年拾月拾六日

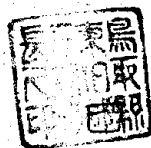
議決

三朝町議会議長

天

野

廉



昭和廿八年三朝町条例第 号

三朝町長等給与条例

第一條 地方自治法第二百四條の規定に基き支給する町長等の給料並びにその支給方法はこの条例の定めるところによる。

第二條 町長、助役、収入役、学識経験を有する者の中から選任された監査委員及び固定資産評価委員に対する給料表は別表第一のとおりとする。但し非常勤の監査委員に対しては町長が別に定める。

第三條 給料の支給日は毎月二十一日とする。但し町長が必要と認めたときは月内において繰上げ又は繰下げて支給することができる。

第四條 新に当選又は選任された者にはその日から昇給降給等により給料額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた給料により日割計算の方法により支給する。

2 退職又は死亡したときはその日まで給料を支給する。

第五條 日割計算の方法はその月の現日数による。

第六條 勤務地手当、寒冷地手当、超過勤務手当、期末手当、勤怠手当の支給については三朝町職員の給与に關する条例を準用する。

第七條 公務によつて旅行するときは、鉄道賃、船賃、車馬賃、日当、宿泊料及び食卓料の六種を旅費として支給する。その額は別表第二のとおりとする。

第八條 旅費は噴路によりこれを計算する。但し公務の都合又は天災その他已むを得ない事由で噴路により旅行のできなかつた場合はその實際経過した通路による。

第九條 鉄道百料未満、陸路二十五料未満の旅行については、公務の都合上宿泊した場合の外その他支給する日当は半額とする。但し鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については鉄道四料水路二料をもつ

てこれぞ水陸路一併とみなして前項の規定を適用する。

第十條 特別の事情により定額の軍馬賃租賃でその実費を超過することができないときはその実費の額を支給することができる。

第十一條 本庁の区域内並びに支所の区域内及びこれの相互の出張は軍馬賃の实費を支給する。

第十二條 町長は時宜により旅費の定額を減じ又は旅費の全部若しくは一部を支給しないことができる。

附 則

- 1 この条例は公布の日から施行し昭和二十八年十一月一日から適用する。
- 2 三朝町三朝町長等給与条例（昭和二十八年三朝町条例第十六号）は廢止する。

別表一

区分	給料月額
町長	四〇、〇〇〇円以内
助役	三〇、〇〇〇円以内
収入役	二五、〇〇〇円以内
学識経験の監査委員	八〇〇円以内
固定資産評価員	二〇、〇〇〇円以内

別表二

区分	旅費	給賃	日当	宿泊料(二泊以上)	食料
町長	二五圓	上乗賃	二〇〇円	八〇〇円	三〇〇円
助役	〃	〃	二〇〇	八〇〇	三〇〇
収入役	〃	〃	一八〇	八〇〇	三〇〇
学識経験の監査委員	〃	〃	一八〇	八〇〇	三〇〇
固定資産評価員	〃	〃	一八〇	八〇〇	三〇〇